



児童相談所における相談対応

～施設との連携を中心に～

中央児童・障害者相談センター 企画・児童指導課長 井上 香奈子

1. 児童相談所の役割

児童相談所は、子どもや家庭などからの相談に応じ、子どもの本のニーズを把握し、最も効果的な援助を行い、子どもの福祉の向上と権利擁護を図るために設置された機関であり、その基本的な機能として、①市町村に対して助言等を行う援助機能、②子どもや家庭などからの相談に応じる機能、③一時保護機能、④措置機能を有しています。

支援の過程の中で必要に応じて子どもを家庭から離して保護する機能が③一時保護機能と④措置機能となります。その場合、子どもを養育する役割を担うのは児童福祉施設や里親等となります。

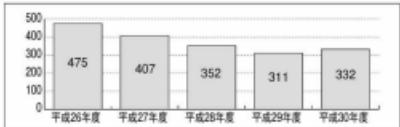
一時保護、措置とも児童福祉法に基づいて行う行政処分であり、児童相談所特有の機能となります。

2. 措置機能について

児童福祉施設等への入所措置は、一般に「相談～調査・診断～判定～（一時保護）～援助～終結」と続く一連の相談援助活動の一環であり、慎重な判定に基づき行われます。入所中には、安全で安心な家庭での養育を目指し、児童相談所は児童福祉施設等と連携を図り、子どもと家庭への支援を行ないます。

愛知県における措置児童数は、近年の児童養護施設の小規模化による定員削減の影響を受け、やや減少傾向にあります。

図 県所管児童による施設入所件数の推移



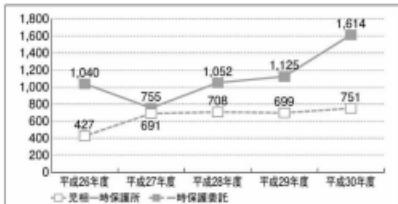
3. 一時保護機能について

児童相談所は児童福祉法第33条に基づき、児童相談

所長が必要と判断した場合、子どもを家庭から離して一時保護することができます。

一時保護には、児童相談所に付帯されている一時保護所と児童福祉施設や里親等の一時保護委託があります。近年、児童虐待通告件数の増加に伴い、一時保護件数も増えています。平成27年度に県所管の2カ所目の一時保護所が開設したため、一時保護委託件数は減少しましたが、一時保護件数の増加に伴い、翌年からはまた増加に転じました。児童福祉施設は、一時保護の受け皿としての機能も期待されています。

表 児相一時保護所と一時保護委託数の推移



4. これからの連携について

児童福祉施設は、措置された児童の長期的な養育に加えて、今後は更なる多機能化と高機能化が求められています。

具体的には、施設がこれまで培ってきた要保護児童の養育に関する専門的な知識を用いて、家庭養護の担い手である里親等を支援するフォスターング業務やよりケアニーズが高い子どもへの支援、一時保護児童への対応などさまざまな分野の難しい課題に取り組んでいくこととなります。

これらの課題は児童相談所にも共通しており、児童福祉施設と児童相談所とはそれぞれの専門性を活かし、常に連携し、子どもの最大限の利益を守る機関としての役割を果たしていく必要があります。